

「過払い」請求の後 (法栄に憂う)

ここ数年、司法界が活況に沸いてきたのはご存知だと思います。「払い過ぎた金利は取り返せませう」といった内容の広告宣伝がやたら目に付きました。そうです、消費者金融業者(所謂サラ金)に対する過払い利息の返還請求に照準を合わせた法律事務所や司法書士事務所が活況を呈し大いに潤ったのです。サラ金業界が支払った金額は全体で1兆円を超えたと云います。司法界に流れたお金も数千億円に昇ったでしょう(成功報酬は概ね20~30%)。正確な数字までは分かりませんが、大手サラ金が破綻したり新規貸出業務を停止したりしている事実を目の当たりにすると出鱈目とは思えません。サラ金業界で起こったこの現実、一つの判決、一つの法改正が持つ力を私達にまざまざと見せつけました。

灰色金利を払ってきたサラ金債務者が、利息制限法上限を上回る部分の金利を「返せ」と訴え最高裁で勝ったのは4年前のことでした。又、悪質取立問題が騒がれるなか、貸金業法が改正されたのも同じ年でした。以来、攻守所を変え、「法」と「判決」をバックに債務者が「返せ」と訴え、債権者が返してきたのです。業界の自業自得と云ってしまえばそれまでですが、既に決算が終わった過去の収益の吐き出しを余儀なくされる辛さは経営者であれば誰でも解るでしょう。いつ終わるとも知れない延々と続く返還請求に、流石のサラ金も完全に疲弊しました。

しかし、これでめでたしめでたしと行かないところが経済の難しいところです。

この4年でサラ金業界は激変しました。半数近くが倒産・廃業に追い込まれ、市場も20兆から10兆円へと縮小すると予測されています。10兆円が消える結果何が起こるのかは明白だとは思いますが、これも制度改革の痛みとして受忍すべきということでしょうか。市場が半分に減り、しかもリスクを吸収する貸出金利が10%も下げられたら、これまでのような消費者金融は成り立ちません。ここで生き残っていく消費者金融こそ良質な消費者金融というのが正論なのでしょうが、しかし、ことはそう簡単ではないような気がします。好機到来とばかり、サラ金から弾かれた債務者に狙いを定め蠢くマチ金も少なくない

のではないのでしょうか。200万人に上るとも云われる多重債務者は果たしてどんな道を歩むのでしょうか。サラ金業者から過払い金利を取り返しても、それで債務が消えるほど甘くはないでしょう。近い将来、自己破産が激増することも覚悟しておく必要があります。

さて、改正貸金業法の完全施行が来月に迫った今、一部司法界の目は別の方面に向いていると云われています。過払い金請求業務は概ね終息段階を迎え、次の収益源を見つけないと昔に戻ってしまうという訳です。戻ればいいと思うのですが、一度甘い汁を吸ってしまうと(過払い利息は計算によって確実に取れた)そう簡単に昔に戻れないのも現実のようです。

その彼らが目をつけているのは「サービス残業」と云われています。

サービス残業とは、雇用する会社から支払われない時間外労働の俗称で、対価を支払われない時間外労働は不払い賃金として法令違反となります。貴方の会社では「ない」でしょうか。

大分昔の話ですが、銀行にも監督署の調査が入ってサービス残業の対価を支払わされました。残業記録が残っていない場合は残業時間の推定が行われ、結局かなりまとまった未払残業代を支払うことになったと記憶しています。当局には<銀行を見せしめにする>という狙いがあったのだと思いますが、その後も時折サービス残業問題はあちこちで露出してきました。今ここで司法界が目をつける理由としては、サラ金バブルが終わりつつあること他に、法改正があり一部割増率が引き上げられた、景気停滞もあってかサービス残業が後を断たない、法令違反だから確実に勝てる、ことがあると思われま

既に一部法律事務所はこの問題を手がけています。サービス残業を強要され不満を抱いている社員に「貰えますよ」と囁きかけているのです。もし訴えられれば会社に勝ち目はありません。勿論、狙いは支払能力のある大手企業となると思われま

すが、過払い金のように広がれば心配です。時効とならない2年分の未払い時間外賃金がターゲットです。訴えない社員の分はどうなるの分かりませんが(多分、支払わされる)、なにしろ法令違反ですから絶対です。「正義の使者」のような顔をした者が正面から現れる時、世の中は逆回転するような気がします。用心して下さい。